

令和6年度 部活動運営に関する基本方針 (案)

1 設置について

2020年度に部活動を再編し、令和2年度開聞中学校にはソフトテニス部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、芸術文化部（美術コース、音楽コース）、サッカーチームの5つの部活動を設置していたが、令和3年度から男子バレーボール部、女子バレーボール部、サッカーチーム、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、芸術文化部（美術コース、音楽コース）の6（7）つとする。6つの部活動に顧問、副顧問を置き活動するものとする。

2 部活動の教育的な意義の確認

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが肝要である。その際、地域や学校の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが大切であると考える。
- (2) 運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもとに、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わう過程を通して豊かな学校生活を送る活動であるとともに、不撓不屈や協力・思いやり等の豊かな心の伸長を図り、気力・体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

3 設置の基準

- (1) 体育系の部活動の場合は、中体連主催を始め、各種競技団体主催の大会に出場できる競技として運用する。
- (2) 生徒が本校の定める部活動規約を遵守できない場合は改善指導を行うが、勧告を行っても、改善がみられない場合は、部活動の入部認可を中止します。
- (3) 部活動の再編に向けた規定を次のように定める。
 - ア 現在活動中の部活動については、団体戦或いは個人戦等の人数に不足が生じた場合でも、他校との合同チームを作つて大会等に参加することを認める。ただし、秋の新人戦において大会参加規定の人数に満たない状態が2年間続いた場合、翌年度からの募集について検討する。
 - イ もし、募集停止の決定がされた場合でも、新入部員の募集を停止することとし、現在部活動に入部し、活動している生徒の卒業時までの活動は保証し、他校との合同チームを作つて大会等に参加できるようにする。

4 部活動運用に当たって

- (1) 部活動実施にあたっては、年度当初に年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- (2) 月ごとに部活動計画と実績簿を作成し、校長に提出する。
- (3) 4月末頃の部活動入部者が確定した段階で、部活動名簿を校長に提出する。
- (4) 各部活動ごとに部活動保護者会を組織し、会計事務や生徒送迎・応援等の配慮に努める。
- (5) 普段の部活動や大会、練習試合等において、顧問の車に生徒を同乗させないとともに、顧問だけでなく部活動関係者による体罰やセクハラ等の不祥事が発生しないよう十分配慮する。
- (6) 別に定める部活動規約に従つて部活動を運用する。

5 学校に設置していない部の中体連大会等への出場の配慮

以下のア、イの条件のいずれも満たしており、かつ、保護者が中体連大会への参加を校長に要望した場合は、臨時の顧問をつけ中体連の大会に出場できるようとする。

ア おおよそ1年以上、個人でスポーツクラブ等に所属し、練習をしてきた者

イ 試合出場のレベルに達している者。（中体連以外の試合等での成績から判断する。）

6 その他

- (1) 中体連主催の地区・県の陸上大会・駅伝大会等に出場する場合は、上記2・3に関わらず、本校職員・生徒で臨時のチームを編成し大会へ出場できるものとする。
- (2) 中体連の大会に、学校の教職員以外が引率者として参加できる。ただし、教職員以外の引率者の運用にあたっては、教育活動の一貫として参加させる観点から勝利至上主義にならないような手立てが必要である。また、各部活動で、引率旅費や手当等運用上配慮する。
- (3) 指宿市部活動ガイドラインに従つて、大会出場回数は年12回以内とする。ただし、地区総体と地区新人戦及び勝ち上がって地区や県代表として大会に出場する場合を除く。

部活動規約

部活動は指導者を得て、体育的・文化的活動などを愛好する生徒が集まり、心身を鍛錬し、技術の習得向上を目指し、健全な発達を図るために、自主的な活動計画に基づいて、放課後等に行う課外活動（以後部活動）である。

部活動を通して、ルールを守り、粘り強い精神力を養うとともにたくましい体力をつくることによって学習意欲の向上を図り、学校生活を楽しく意義あるものにする。

規約1 指導者

指導者は開聞中学校の教職員であることとする。ただし学校長が認める指導者も含めることができる。また外部指導者を依頼するときは、学校長に届け、許可を得る。

規約2 活動

指導者は活動計画に基づいて規則正しい活動を継続する。なお、指導者がついていることを原則とする。

- (1) 土・日・祝日等の顧問不在の時は原則として練習しない。
- (2) 平日に顧問不在の時も同様とする。
- (3) 土・日・祝日の練習は顧問の判断によるが、原則として午前中3時間以内とする。
水曜日は、ノーパート活動デーとして、土日の練習はいずれかの日を休養日とし、週2回の休養日を設けることとする。
- (4) 長期休業中は、原則平日に部活動を行うものとする。ただし、試合等で休日に部活動をした場合は、週2日間の休養日をとること。

規約3 時間

部活動と特別活動・学級活動を円滑にし、充実させるために次のような事を定める。

- (1) 特別活動・各種委員会・教育相談・学級活動等の取り組みについては16時45分まで優先的にできる。もし、時間を超える場合には教職員間で連絡を取り合い話し合う。
- (2) 昼休みは原則として練習（活動）はしない。
- (3) 朝練習（原則として7:30～8:00）、あるいは時間延長をする場合は保護者と連絡をとり、職員会（職員朝会）で了解を得る。
- (4) 長期休業中の活動は顧問の作成した計画にしたがって行うものとする。
- (5) 定期テスト前（中間3日、期末1週間）は活動を中止する。ただし、大会の関係で練習をする場合は職員会議（職員朝会）で了解を得て、ある程度の練習確保ができる。

規約4 服装

- (1) 練習時の服装は部で定めたものとする。
- (2) 下校時の服装は制服、または部で定めたもの（ジャージ、ウインドブレーカー等）とする。

規約5 経費・用具

- (1) 経費は部活動費（体育後援会費）をもって充てる。
- (2) 施設・設備と主な用具は学校のものを開放する。
- (3) 練習場（校庭、体育館）の配分は顧問間の話し合いで決定する。

規約6 傷害等の補償

部活動中の傷害については、顧問は適切な処置（応急処置、学校長、教頭、養護教諭、担任、保護者、医療機関等への連絡）をする。事故が生じた場合は日本スポーツ振興センターの補償する範囲で善処する。

規約7 入退部の手続き

- (1) 入退部は最終的に顧問の承諾を必要とし、必要な手続きをとる。
- (2) 一度退部した部や3年生になってからの入部は原則として認めない。

規約8 規約改正

本規約の運用および改正は、部活動の世話係が作成し部活動顧問会で審議し決定する。

規約9 その他

- (1) 顧問会で申し合わせ事項を決め、職員会議で了解を得て、部活動を円滑にする。
- (2) 事故発生においては、傷害発生時の救急体制を参考に処置する。
- (3) 本校で試合（練習試合）が行われるときは事前に連絡し、関係顧問と話し合いをしておく。